

○取得時講習実施要領の制定について

〔 令和 8 年 8 月 1 8 日 〕
〔 例規甲（免試）第 3 5 号 〕

取得時講習実施要領

第 1 目 的

この要領は、山梨県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号。以下「法」という。）第 1 0 8 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる講習（以下「大型車等講習」という。）、同項第 5 号に掲げる講習（以下「自動二輪車講習」という。）、同項第 7 号に掲げる講習（以下「旅客車講習」という。）及び同項第 8 号に掲げる講習（以下「応急救護処置講習」という。）（以下「取得時講習」と総称する。）の実施について、山梨県道路交通法施行細則（昭和 3 5 年山梨県公安委員会規則第 7 号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 取得時講習の実施

取得時講習の実施は、法第 1 0 8 条の 2 第 3 項に基づく道路交通法施行規則（昭和 3 5 年総理府令第 6 0 号。以下「規則」という。）第 3 8 条の 3 に定める要件を備え、公安委員会が委託した講習機関（以下「委託先講習機関」という。）に委託して実施することができるものとする。

ただし、中型自動車第二種免許の旅客車講習については、別に定めるものとする。

第 3 取得時講習の対象者

取得時講習の受講対象者（以下「受講者」という。）は、原則として公安委員会の大型自動車第二種免許（以下「大型第二種免許」という。）、中型自動車第二種免許（以下「中型第二種免許」という。）、普通自動車第二種免許（以下「普通第二種免許」という。）、大型自動車免許（以下「大型免許」という。）、中型自動車免許（以下「中型免許」という。）、準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）、普通自動車免許（以下「普通免許」という。）、大型自動二輪車免許（以下「大型二輪免許」という。）又は普通自動二輪車免許（以下「普通二輪免許」という。）の運転免許試験に合格した者（道路交通法施行令（昭和 3 5 年政令第 2 7 0 号）第 3 3 条の 6 に該当する者を除く。）とする。

第 4 取得時講習の実施時期

取得時講習は、原則として公安委員会の大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許の運転免許試験に合格した後に行うものとする。

第5 取得時講習指導員の要件

公安委員会が実施する取得時講習に講習実施者として従事する者は、適格性を有する者をもって充てるものとする。ただし、細則第18条の7に該当する者を除くものとする。

委託先講習機関において取得時講習指導員として従事する者は、細則第18条の6の規定により取得時講習指導員として認定された者（以下「講習指導員」という。）をもって充てるものとする。ただし、細則第18条の7に該当する者を除くものとする。

第6 取得時講習の実施計画

委託先講習機関は、規則第38条第4項、第5項、第7項及び第8項に定めるところにより、あらかじめ講習実施計画を策定し、実施に努めるものとする。

第7 取得時講習の受講申請

- 1 受講申請は、受講者が取得時講習受講申請書（細則別記様式第15。以下「受講申請書」という。）により、交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）を経由して公安委員会に申請するものとする。
- 2 運転免許課長は、申請の受理に当たっては受講者本人であることを確認するとともに、合格の有無、受けようとする免許の種類、講習一部免除該当者の有無、手数料の金額等を確認するものとする。
- 3 運転免許課長は、受講申請書を受理したときは受講者の希望する委託先講習機関を考慮し、指定した委託先講習機関を記載した取得時講習実施通知書（第1号様式。以下「実施通知書」という。）を交付するものとする。
- 4 実施通知書の番号は、暦年の一連番号とする。
- 5 実施通知書の番号の表示方法は、5桁の数字とし、上位の2桁は年号の年数、末尾3桁は一連番号の数字を連ねて構成するものとする。
- 6 運転免許課長は、実施通知書を交付するときは取得時講習実施通知書交付簿（第2号様式）を作成し、交付状況を明らかにしておくものとする。

第8 取得時講習の手続

1 取得時講習の申込み

- (1) 取得時講習の申込みは、受講者から委託先講習機関に対して行うものとする。
- (2) 委託先講習機関は、取得時講習の申込みを受けたときは受講者が運転免許試験の合格者であるか確認するとともに、取得時講習予約簿（第3号様式）に必要事項を記載し、講習実施日を指定するものとする。
- (3) 講習実施日の指定は、受講者の受講希望日等を考慮するなど調整して行うものとする。

2 取得時講習の受付及び名簿の作成

- (1) 取得時講習の受付は、委託先講習機関において講習日に行うものとする。
- (2) 委託先講習機関は、受講者から実施通知書の提出及び運転免許証（仮運転免許証を含む。以下「免許証」という。）の提示を求め、受講者の確認をするものとする。ただし、免許証の提示は、免許証を有している者に限るものとする。
- (3) 委託先講習機関は、取得時講習受講者名簿（第4号様式）を作成するものとする。

第9 講習記録簿の作成

- 1 委託先講習機関は、取得時講習を実施する場合は旅客車講習記録簿（第5号様式）、大型・中型車講習記録簿（第6号様式）、準中型車11時間講習記録簿（第6号様式の2）、準中型車4時間講習記録簿（第6号様式の3）、普通車講習記録簿（第7号様式）又は自動二輪車講習記録簿（第8号様式）に実施状況等を記載して明らかにしておくものとする。
- 2 1の講習記録簿には、受講者が提出した実施通知書を添付しておくものとする。

第10 取得時講習の実施方法

1 講習前の確認

実車講習を伴う講習で免許証を携帯することが必要な場合は、必ず免許証の携帯及び有効期限を確認の上、受講させること。

2 大型車等講習

(1) 大型車講習及び中型車講習

ア 講習の内容

講習は、大型車講習及び中型車講習の講習科目、時間割等に関する細目（別表第１）により４時間とする。

イ 講習指導員の数

各講習項目における講習指導員数は、大型車講習及び中型車講習における指導及び実施要領（別表第２）に定める基準により行うものとする。

ウ 講習の方法

講習は、車両又はシミュレーターにより、大型車講習及び中型車講習における指導及び実施要領に基づき課題を設定して行うものとする。

エ 使用車両

大型車講習にあつては大型自動車（貨物自動車に限る。）を、中型車講習にあつては中型自動車（貨物自動車に限る。）の教習車両を使用するものとする。

（２） 準中型車講習

ア 講習の内容

講習は、準中型車講習の講習科目、時間割等に関する細目（別表第３）により、準中型免許を受けようとする者で、受講時において普通免許を受けているものに対しては、準中型自動車を使用した講習４時間のみを実施し、受講時において普通免許を受けていないものに対しては、準中型自動車及び普通自動車を使用した講習８時間を実施すること。

イ 講習指導員の数

準中型自動車を使用した講習の講習指導員数は、準中型車講習における指導及び実施要領（別表第４）に定める基準により行うものとする。普通自動車を使用した講習の実技における講習指導員数は、１グループ３人以内の受講者に対し１人を基準とする。

ウ 講習の方法

（ア） 現に普通免許を受けている者

講習は、準中型車講習の講習科目、時間割等に関する細目（別表第３）の「１ 準中型自動車を使用した講習」及び準中型車講習における指導及び実施要領（別表第４）に準拠し、講習指導案を作成して実施すること。

（イ） 現に普通免許を受けていない者

講習は、第10の2（2）ウ（ア）の準中型自動車を使用した講習を実施するとともに、準中型車講習の講習科目、時間割等に関する細目（別表第3）の「2 普通自動車を使用した講習」及び準中型車講習における指導及び実施要領（別表第4）に準拠し、講習指導案を作成して実施すること。普通自動車を使用した講習については、講習指導員1名に対し3名以内の受講者が同乗する複数講習を積極的に導入すること。また、講習科目「4 高速道路での運転に必要な技能」については、運転シミュレーターの操作をもって実車走行に代えることができるものとする。

（ウ） 聴覚障害者に対する講習

聴覚障害者で、運転できる自動車等の種類を準中型自動車及び普通自動車に限定し、かつ、道路交通法施行規則第23条第1項（平成23年内閣府令第50号）の表聴力の項第2号に規定する特定後写鏡等（以下「特定後写鏡等」という。）を使用すべきこととする条件（以下「特定後写鏡等条件」という。）が付されるものに対する別表第3に掲げる「危険を予測した運転（実技）」については、単独講習を実施すること。また、実車講習を踏まえて行われる「危険を予測した運転（討議）」についても、特定後写鏡等条件が付される者に対して、必要な知識を習得させる必要があることから、講習指導員1名による個別の対話形式により行うこと。ただし、特定後写鏡等条件が付されている複数の者に対し、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数受講を実施しても差し支えないものとする。

なお、特定後写鏡等条件が付される者が、補聴器を使用している場合には、「危険を予測した運転（実技）」において実施する一部の講習を除き、補聴器を使用させても差し支えないものとする。

エ 使用車両

準中型自動車を使用した講習については、準中型自動車（貨物自動車に限る）を使用し、普通自動車を使用した講習については、普通自動車の乗用車を使用するものとする。ただし、特定後写鏡等条件が付される者に対する講習には、それぞれ、特定後写鏡等を準中型自動車は車室外に、普通自動車は車室内において使用すること。

(3) 普通車講習

ア 講習の内容

講習は、普通車講習の講習科目、時間割等に関する細目（別表第5）により4時間とする。

イ 講習指導員の数

実技における講習指導員数は、1グループ3人以内の受講者に対し1人を基準とする。

ウ 講習の方法

(ア) 講習は、普通車講習指導要領（別表第6）に基づき課題を設定して行うとともに、講習指導員1人に対し3人以内の受講者が同乗する複数講習を積極的に導入するものとする。また、講習科目「4 高速道路での運転に必要な技能（実技）」については、運転シミュレーターの操作をもって実車走行に代えることができるものとする。

(イ) 特定後写鏡等条件が付される者に対する「1 危険を予測した運転（実技）」については、講習効果を考慮して単独講習を実施すること。また、実車講習を踏まえて行われる「2 危険予測ディスカッション（討議）」についても、特定後写鏡等条件が付される者に対して、必要な知識を習得させる必要があることから、講習指導員1人による個別の対話形式により行うこと。ただし、特定後写鏡等条件が付される複数の者に対し、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数講習を実施しても差し支えないものとする。

なお、特定後写鏡等条件が付される者が、補聴器を使用している場合には、「1 危険を予測した運転（実技）」において実施する一部の講習を除き、補聴器を使用させても差し支えないものとする。

エ 使用車両

普通自動車の乗用車を使用するものとする。ただし、特定後写鏡等条件が付される者に対する講習には、特定後写鏡等を車室内において使用すること。

3 自動二輪車講習

(1) 講習の内容

講習は、大型二輪車講習及び普通二輪車講習の講習科目、時間割等に関す

る細目（別表第7）により3時間とする。

（2） 講習指導員の数

ア 実技における講習指導員数は、受講者3人以内に対し1人を基準とする。

なお、講習指導員が2人以上となる場合は、中心となる主任の講習指導員を指定し、この者の指示により、効果的な講習を行うものとする。

イ 聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり、安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際これに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。

（3） 講習の方法

講習は、大型二輪車講習及び普通二輪車講習指導要領（別表第8）に基づき課題を設定して行うものとする。

（4） 使用車両

ア 大型二輪車講習

使用車両は、AT限定大型二輪免許を受けようとする者には総排気量0.600リットル以上0.650リットル以下、限定なし大型二輪免許を受けようとする者には総排気量0.700リットル以上の大型自動二輪車の教習車両を使用するものとする。

イ 普通二輪車講習

使用車両は、小型限定普通自動二輪車免許を受けようとする者には、総排気量0.090リットル以上0.125リットル以下、小型限定を除く普通自動二輪車免許を受けようとする者には、総排気量0.300リットル以上の普通自動二輪車の教習車両を使用するものとする。

4 旅客車講習

（1） 講習の内容

講習は、大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習の講習科目、時間割等に関する細目（別表第9）により6時間とする。

（2） 講習指導員の数

各講習項目における講習指導員数は、大型旅客車講習、中型旅客車講習

及び普通旅客車講習における指導及び実施要領（別表第 10）に定める基準により行うものとする。

（3） 講習の方法

講習は、車両又はシミュレーターにより、大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習における指導及び実施要領に基づき課題を設定して行うものとする。

（4） 使用車両

講習使用車両は、大型旅客車講習では大型自動車（バス型、乗車定員 30 人以上）を、中型旅客車講習では中型自動車（バス型、乗車定員 11 人以上 29 人以下）を、普通旅客車講習では普通乗用自動車の教習車両を使用するものとする。

5 応急救護処置講習

（1） 講習の内容

講習は、免許の種類により、次のとおりとする。

（ア） 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許を受けようとする者に対する講習は、第一種免許に係る応急救護処置講習の講習科目、時間割等に関する細目（別表第 11）により 3 時間とする。

（イ） 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許を受けようとする者に対する講習は、第二種免許に係る応急救護処置講習の講習科目、時間割等に関する細目（別表第 12）により 6 時間とする。

（2） 講習指導員の数

講習指導員は、受講者 10 人以内に対し 1 人を基準とする。

（3） 講習の方法

実技のうち、胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保及び人工呼吸については、模擬人体装置を使用することとし、次の割合で使用する。

（ア） 第一種免許に係る応急救護処置講習については、受講者 4 名に対し全身 2 体（全身 1 体及び半身 1 体でも差し支えないものとする。）の割合とする。

（イ） 第二種免許に係る応急救護処置講習については、受講者 4 名に対し全身

2 体（全身 1 体及び半身 1 体でも差し支えないものとする。）及び乳児 1 体の割合とする。

（４） 模擬人体装置

講習に使用する模擬人体装置は、第一種免許に係る応急救護処置講習の講習科目、時間割等に関する細目及び第二種免許に係る応急救護処置講習の講習科目、時間割等に関する細目に対応したものであり、かつ、次に掲げる基準に適合したものを使用するものとする。

（ア） 全身の模擬人体装置

胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保及び人工呼吸の手順の訓練をすることができ、かつ、次のいずれの機能をも有するものであること。

（a） 胸骨圧迫（心臓マッサージ）

I 人体と同じような感覚で胸骨圧迫（心臓マッサージ）を実施できる構造であること。

II 圧迫の深さが視覚的に確認できること。

（b） 気道確保

I 頭部後屈あご先挙上を行わないと気道が開通しない構造であること。

II 頭部後屈あご先挙上の状態が視覚的に確認できること。

（c） 人工呼吸

I 呼気吹き込みを行ったり止めたりすることに応じた胸の動き（上がったたり下がったり）が視覚的に確認できること。

II I の胸の動きが人体を模して滑らかであることが視覚的に確認できること。

III 呼気が逆流しない構造であること。

（イ） 半身の模擬人体装置

胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保及び人工呼吸の手順を訓練することができる機能を有するものであること。

（５） 留意事項

当該講習を実施させる場合は、次のことに留意し、感染予防対策に万全を期すこと。

（ア） 実習前には、うがい及び手洗いを実施させること。

- (イ) 模擬人体装置を使用して呼気吹き込み実習を行わせる場合には、受講生に対し、事前に酒精綿（エタノール綿）を用いて模擬人体装置の口及び口中を十分に清拭させるとともに、使い捨て呼気吹き込み用具を使用し実施させること。
- (ウ) 受講者が実習中に出血し、模擬人体装置に血液が付着した場合は、予備の模擬人体装置を使用してできる場合を除き、当該装置を使用しての事後の実習は中止すること。
- (エ) 受講時に、顔面又は口周辺から出血がある受講者については、吹き込み実習は控えてもらうよう留意すること。
- (オ) 実習後は、ディスポ肺の交換、フェイスマスク、気道部分の清掃等衛生面の配慮について怠りのないようにすること。

6 事故防止

- (1) 実技に当たっては、各種事故防止に万全を期すため、講習指導員による特段の配意をさせるとともに、講習中の事故に関し、傷害保険等に参加すること。

また、応急救護処置講習の実習については、衛生及び感染予防対策に万全を期すこと。

- (2) 降雪等の悪天候を含め講習を実施することが危険と認められる場合は、後日、講習日を指定して受講させること。また、大型車講習、中型車講習及び準中型車講習（準中型自動車を使用した講習）については、講習科目「5 悪条件下での運転」、大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習については、講習科目「4 悪条件下での運転」において、場内コース又は道路において凍結の状態にある路面での自動車の走行を行うこととされているが、これを道路において行う場合は、安全が確保されている場合に限ること。

第11 講習終了証明書の交付等

- 1 委託先講習機関は、所定の取得時講習を終了した者にそれぞれ細則第18条の3第5項に規定する講習終了証明書を交付するものとする。
- 2 講習終了証明書の番号は、暦年の一連番号とする。
- 3 講習終了証明書の番号の表示方法は、7桁の数字とし、上位の4桁は公安委員会が講習を実施した場合は「4700」を、委託先講習機関が講習を実施した場

合は教習所コード番号を、末尾３桁は一連番号の各数字を連ねて構成するものとする。

なお、末尾３桁は、次の区分で構成するものとする。

講習終了証明書名	末尾３桁数
普通車講習終了証明書	００１～１００
大型二輪車講習終了証明書	１０１～２００
普通二輪車講習終了証明書	２０１～３００
応急救護処置講習（一）終了証明書	３０１～４００
大型旅客車講習終了証明書	４０１～５００
普通旅客車講習終了証明書	５０１～６００
応急救護処置講習（二）終了証明書	６０１～７００
中型旅客車講習終了証明書	７０１～８００
大型車講習終了証明書	８０１～８５０
中型車講習終了証明書	８５１～９００
準中型車講習終了証明書	９０１～９９９

４ 委託先講習機関は、講習終了証明書を交付するときは講習種別ごとに取得時講習終了証明書交付簿（第９号様式）を作成して交付状況を明らかにしておくものとする。

５ 講習終了証明書を誤記等した場合は、返納届（第１０号様式）に誤記等した講習終了証明書を添付して運転免許課長を経由して公安委員会に返納するものとする。

６ 運転免許課長は取得時講習終了証明書受払簿（１）（第１１号様式）により、委託先講習機関は取得時講習終了証明書受払簿（２）（第１２号様式）により講習終了証明書の取扱状況を明らかにして管理するものとする。

第１２ 講習終了証明書の再交付

１ 講習終了証明書の再交付は、運転免許課長を経由して公安委員会に受講者本人が取得時講習終了証明書再交付申請書（第１３号様式）により、申請するものとする。

２ 運転免許課長は、申請の受理に当たっては人定及び受講の有無を確認するものとする。

３ 運転免許課長は、再交付申請を受理したときは講習終了証明書の右上に「再発

行」と朱書きし、交付するものとする。

第 1 3 報 告

- 1 委託先講習機関は、講習が終了した者について取得時講習実施結果報告書（第 1 4 号様式）により、毎月 1 0 日までに運転免許課長を経由して公安委員会に報告するものとする。
- 2 委託先講習機関は、講習実施中に特異な事案等が発生した場合は、運転免許課長に速報するものとする。

第 1 4 書類の保存期間

- 1 交通部運転免許課に保管すべき書類及び保存期間は、次のとおりとする。

書類名	保存期間
取得時講習受講申請書（細則別記様式第 1 5）	5 年
取得時講習実施通知書交付簿（第 2 号様式）	1 年
返納届（第 1 0 号様式）	1 年
取得時講習終了証明書受払簿（1）（第 1 1 号様式）	1 年
取得時講習終了証明書再交付申請書（第 1 3 号様式）	1 年
取得時講習実施結果報告書（第 1 4 号様式）	1 年

- 2 委託先講習機関に保管すべき書類及び保存期間は、次のとおりとする。

書類名	保存期間
取得時講習実施通知書（第 1 号様式）	1 年
取得時講習予約簿（第 3 号様式）	1 年
取得時講習受講者名簿（第 4 号様式）	1 年
旅客車講習記録簿（第 5 号様式）	1 年
大型・中型車講習記録簿（第 6 号様式）	1 年
準中型車 1 1 時間講習記録簿（第 6 号様式の 2）	1 年
準中型車 4 時間講習記録簿（第 6 号様式の 3）	1 年
普通車講習記録簿（第 7 号様式）	1 年
自動二輪車講習記録簿（第 8 号様式）	1 年
取得時講習終了証明書交付簿（第 9 号様式）	1 年
取得時講習終了証明書受払簿（2）（第 1 2 号様式）	1 年

別表・別紙様式 略